

議案第 12 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成
27 年板橋区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改め、同条第
16 号を同条第 18 号とし、同条第 8 号から第 15 号までを 2 号ずつ繰
り下げ、同条第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個
人番号利用事務をいう。

(9) 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個
人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個
人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲
げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特
定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特
定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「別表第 1 の 76 の項」を「別表 111 の項」に
改める。

別表第 2 の 1 の項中「別表第 1 の 76 の項」を「別表 111 の項」に
改め、同表 10 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、

難病患者医療関係情報、障がい者関係情報、障がい者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報であつて区規則で定めるもの

別表第2の19の項中「別表第1の8の項又は94の項」を「別表9の項又は127の項」に改める。

別表第3の1の項中「別表第1の94の項」を「別表127の項」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。